

こうしたことから、身元保証等高齢者サポート事業の一部については、高齢者の介護や乳幼児の保育と同様に、社会福祉事業⁵として位置付けていくことや、事業者の活力を活かしつつも一定の公的関与を必要とする事業として位置付けていくこと等も、検討に値する。

- このような過程を経て、家族による支援を望めない方々が事業者を安心して選択できるようになれば、ケアマネジャーをはじめとする介護・福祉・医療専門職による「シャドウワーク」の必要性もなくなり、人材不足が懸念されるこれらの職種の持続可能な働き方を可能にすることも期待される。

(7) 身元保証 (人) を求める慣行の見直し

- 厚生労働省は、平成 30 年に、「身元保証人がなくても医療機関や介護施設への入院・入所等が可能である」こと等について周知しているが、実際には医療機関等から身元保証人を求められているケースが未だみられる。身寄りの有無にかかわらず安心して歳を重ねることのできる社会を実現していく上では、家族・親族の存在を前提にしている、身元保証 (人) を求めるという慣行自体を見直していくことも考えられる。具体的には、身元保証 (人) とは、入院・入所の費用支払いの保証、緊急連絡先の引受け、医療行為への同意、入院・入所中に必要な物品の準備、退院・退所支援などの機能・役割を包括的に担うこと (人) であると考えられるが、それぞれの機能・役割ごとに、具体的な取組により対応しているケースもある⁶。医療機関や介護施設の負担も考慮しながら、このような取組を進めていくことも一案であろう。
- その際には、単に身元保証 (人) を求めないというだけでは、医療機関や介護施設、ケアマネジャー等に非公式の負担や業務が発生したり、逆に身元保証 (人) によってこれまでサービスを受けることができた者がその対象から外れたりしかねないことから、必要不可欠な機能の見極め、技術の活用等による合理化を前提に、いかなる主体がどのような負担と責任を担うべきかを検討し、家族・親族が担ってきた役割をだれが、どのように担うことができるのかを整理した上で、必要な対策を講じるべきである。
- そうしたことから、平成 28 年の公益社団法人日本ライフ協会の経営破綻に端を発して、消費者委員会の建議の中で生まれた「身元保証等高齢者サポート事業」という事業名称も、果たして適切なものなのかどうかを改めて考え直す必要がある。

おわりに

⁵ 地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業のうち、規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないものとして社会福祉法第 2 条に列挙されている事業。障害者支援施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム等の経営などの第一種と、保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス等の第二種に分類される。都道府県知事等による指導監督があるとともに、経営主体等の規制があるが、税制面での優遇等のメリットがある。

⁶ 例えば、「費用支払いの保証」では、保証金の預かり、代金支払いの口座振替を行う、「医療行為への同意」については、事前にリビングウィルの情報の登録を進める、「緊急連絡先」としては、ケアマネジャー等から本人に関わりのあった者の情報を収集するなどの例がある。